

2025 年 9 月 22 日

各 位

相双五城信用組合
理事長 梅澤 国夫

2025 年 3 月期における経営強化計画の履行状況について

当信用組合は、「金融機能強化のための特別措置に関する法律」に基づき、2025 年 3 月期の経営強化計画の履行状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

今後も、同計画を着実に履行し、東日本大震災からの復興及び中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献してまいります。

記

1. 実施体制の整備

(1) 相談機能の強化

お客様の来店しやすい立地条件と考えられる福島県エリアの相馬西支店、宮城県エリアの亘理支店を 2017 年 4 月 3 日よりフルバンク機能を併用したローンセンターの営業を実施しております。毎週火曜日午後 5 時～午後 7 時まで夜間融資相談会を開催し、融資相談に対応しております。

昨今の自然災害やコロナ禍後の資金繰り及び原材料費や人件費の高騰等によって、お客様の経営基盤、家計基盤が大きく揺らぐ事態が発生しており、資金需要への対応のみならず、条件変更等の早期対応についてもローンセンターとしての機能強化を図り、能動的に働きかけてまいります。具体的には、各ローンセンターに融資専担者を配置して、経営課題を抱える債務者に対し積極的に経営改善計画書の策定支援等を実施してまいります。

(2) 地域に密着した営業戦略の実践

当信用組合の営業エリアでは、現在においても、原発事故に伴う帰還困難区域等の指定（一部解除により立入可能地区も有り）により地域住民が避難生活を余儀なくされており、生活基盤・経済活動基盤が損なわれている状況が継続し、放射能被害による風評の影響も続いております。

さらには、昨今の自然災害や長期化するコロナ禍によって、お客様の経営基盤、家計基盤が大きく揺らぐ事態が発生しております。

当信用組合の営業エリア全体において、お客様は経営・生活が大きく揺らぐリスクへの対応策を求めています。よって、当信用組合においては、個別訪問活動強化を図り、単に資金面の支援のみならず、事業面・生活面から支援し、売上増加やコストカット、家計の見直し支援などを通して、課題解決に向けたフェイス・トゥ・フェイスによる地域に密着した営業活動を推進してまいります。

2. 具体的な取組み

(1) 被災者への信用供与等の状況（2025 年 3 月末現在）

- ・ 被災者向けの新規融資実績 1026 先／27,586 百万円
- ・ 貸付条件の変更実績 1175 先／29,362 百万円

(2) 震災復興に向けた商品の提供

当信用組合では、地域金融の円滑化のため、東日本大震災以前より資金調達力の乏しい中小零細事業者向け事業性融資を率先して提供してまいりました。

いずれも中小零細事業者には使いやすい商品となっており、今後とも地域への金融サービスの充実を図るため、当信用組合では新商品の開発に継続して取り組んでまいります。

・「グレート職域1」「グレート職域2」

融資新規先、既存先に関わらず、ハートフル（職域）覚書を締結した法人（業歴3年以上）、個人事業主（業歴2年以上）、融資金額コースにより10万円以上3,000万円以内の事業資金を提供。

・「信用組合資金」

福島県内に事業所を有し、信用組合の組合員である中小企業者、運転資金・設備資金2,500万円以内で提供。

・「経営サポート宮城5000」

宮城県の当信用組合営業エリア内に事業所を有し、信用組合の組合員である中小企業者、運転資金・設備資金5,000万円以内で提供。

・「宮城県市町村中小企業振興資金」

宮城県の各市町村が定めた条件の対象者（中小零細事業者）・保証協会の保証料を市町村が負担・融資金額2,000万円以内で提供。

・「ふくしま復興特別資金」

福島県内に事業所を有し、福島県信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証の要件を満たす中小企業者、運転資金・設備資金8,000万円以内で提供。

(3) 事業再生・事業承継へ向けての支援

経営改善支援コーディネーターの派遣としてお客様の実態につきましては、日々の渉外活動を通じた状況把握に努めており、信用リスク管理システム等の活用によって、早期の事業再生が必要とされるお客様の財務データを評価分析することで事業再生に向けた態勢を整えております。

そのような中で、自然災害の影響等により専門家派遣が必要と考えられる支援先に対しては、当信用組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士を経営改善支援コーディネーターとして派遣して、事業再生に向けた対応を図っております。

外部機関との連携「福島県産業復興相談センター」「福島県よろず支援拠点」「宮城県よろず支援拠点」等との連携お客様の経営改善支援や事業再生につきましては、状況により高い専門性が求められることもあることから、外部機関の福島県産業復興相談センターの専門家派遣事業を活用した専門家派遣支援、よろず支援拠点コーディネーターを活用した支援などにより経営上抱える問題の解決に取り組み、また、経営改善計画書の作成支援を実施しております。

(4) 被災者及び被災地支援

- ①「地方創生」への積極的参画として人口減少や高齢化による地方経済の地盤沈下を防ぐ試みは、私ども地域金融機関である信用組合が成し遂げなければならない大切な使命です。このことから、当信用組合は、営業エリアにおける8地方公共団

体との包括的連携協定を締結しており、自治体主催のイベント等への積極的な参画、「地方創生」実現に向け自治体との連携に取り組んでまいります。

②地方公共団体等への支援として各地方公共団体においては、インフラ整備を含む地域復興や、拡散した放射性物質の除去・除染作業に伴う各種復興事業を実施していることから、当信用組合では、地元地方公共団体の資金調達のための入札や地方債引き受けを積極的に行ってまいります。

③被災地域支援に資するため、外部機関・上部団体・近隣金融機関・地方公共団体・商工団体などの関係機関と連携し、地域活性化・経済振興に向けた課題解決に取り組んでまいります。

取り組みとしては、各店友の会活動支援及び信用組合業界のネットワークをフル活用し、各自治体の「地方版総合戦略」を、所属店長をはじめ、営業店職員全員が十分把握の上、本部と連携し、チームワークを活かした円滑な情報収集・情報共有により実効性ある仕組みを構築した上で、お客さまへの情報提供や支援のスピーディーな対応を実践しております。

④これまで通り地方創生関連預金商品としての「健康応援定期預金」及び「子育て支援定期積金」を継続して取扱いと共に、各地域の戦略・イベント等に積極的に参画・協力するなど、地域金融機関として、引き続き被災地域支援に取り組んでまいります。

⑤伴走型支援の強化として事業者の実態については、日々の渉外活動において、経営環境の変化や財務情報の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の意欲等の定性面の実態把握に努め、ニーズを迅速に汲み取り資金繰りの支援、本業支援、経営改善支援、事業再生支援など支援してまいります。

(5) 被災者への主な支援事例

<主な支援事例>

【事例】経営課題が多岐に渡る事業者に対する事業計画書策定支援

福島県相馬市にて永年旅館業を営んでいる個人事業主K氏は事業承継及び人員不足、新型コロナ等の影響による財務内容悪化等の経営課題が山積していることから承継予定者から課題解決に向けての相談がありました。

当初、事業承継を最重要課題として、福島県事業承継・引継支援センターとの支援を実施しましたが、事業承継と同時に財務内容改善も不可欠と判断し、オールふくしまを活用し、経営改善計画書策定支援を実施しました。

※実施状況の詳細については、別紙「特別経営強化計画の履行状況報告書」2025年3月をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

融資部 TEL：0244（36）5561

以 上